

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(環境省)

項目名	生物多様性維持協定が締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減
税目	相続税・贈与税
要望の内容	<p>・措置の対象 ネイチャーポジティブの実現に向け、豊かな生物多様性が存する地域を引き続き維持していくことが不可欠であるが、現在もなお我が国の生物多様性の損失は続いている。</p> <p>これを踏まえ、令和6年4月に公布した地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）において、土地の所有者等への承継効を有する生物多様性維持協定制度を創設し、長期安定的に生物多様性を維持していくための仕組みを設けたところ。生物多様性の確保を図る観点から、生物多様性維持協定を締結した土地に対する、相続税及び贈与税の課税評価額に係る所要の措置を講ずる。</p> <p>・措置内容 生物多様性維持協定を締結した土地等に係る相続税等の 20%の評価減を講じる。</p> <p>・関係条文 生物多様性増進活動促進法（令和6年法律第18号）第22条から第26条まで</p>

平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲121 百万円 (一百万円) (一百万円)
-------------------------------------	------------------------------

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 豊かな生物多様性が存在する土地を長期安定的に維持することで、人類の存続の基盤である生物多様性の損失を止め、反転させるというネイチャーポジティブの実現を図る</p> <p>(2) 施策の必要性 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、我が国も令和5年3月に生物多様性国家戦略を改定し、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ」の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」を掲げた。我が国における30by30目標の達成状況としては、陸は20%、海は13%の保全となっている。目標の達成に向けては、これまでの国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山等の民間等の取組により保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)の設定を推進し、民間等による豊かな生物多様性を有する地域の確保を強化する必要が生じている。</p> <p>こうした状況下、ネイチャーポジティブの実現に向け、民間等による地域の生物多様性の増進のための活動を促進することを目的とした「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(令和6年法律第18号、生物多様性増進活動法)が令和6年4月に成立した。本法律の措置事項の一つに、承継効を有する「生物多様性維持協定」制度がある。昨今、生物多様性への関心の高まりにより、企業含め多くの者が活動に参画する一方、課題として、土地の所有者等が生物多様性の保全に同意・協力していた場合でも、相続等で土地の所有者等が変わった場合に、管理に係る費用や税負担のため、保全を止め開発に転じる事例がある。このような課題に対応するため、「連携増進活動実施計画」(市町村が地域の多様な主体と連携して行う活動に関する計画)として主務大臣の認定を受けた市町村が、土地の所有者等と協定を締結し、相続人等に対してもその効力を承継させる制度を設けた。これにより、長期安定的な活動が可能となる。</p> <p>連携増進活動実施計画は、生物多様性を増進するための活動計画であり、活動区域の生物多様性を保全することを主務大臣により認定している。その上に協定を締結することで、その状態が長期安定的なものとなるようにする制度となっている。そのため、協定を締結すると、協定締結期間内は協定区域の土地を生物多様性が豊かな状態で維持し続けなければならないこととなり、土地の利用方法が制限される。協定区域の土地を相続等する場合、利用制限がかかった土地を相続することとなるため、相続人等が承継時に負担する相続税等について、協定区域内の土地に対する評価減を講じることが必要である。</p> <p>なお、承継効を有する「生物多様性維持協定」制度と、協定区域内の土地に対する相続税等の評価減を組み合わせることで、承継時の税負担時における生物多様性の損失が回避され、長期安定的に豊かな生物多様性が確保されることにつながり、上記政策目的の達成にも大きく寄与するものである。</p>
	<p>今回の要望－租税特別措</p> <p>合理的性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案に対する附帯決議】(第213回国会閣法第43号 衆議院附帯決議及び参議院附帯決議) 生物多様性の増進のための活動の質の維持及び向上につながるよう、本法に基づく地方公共団体や民間の活動に対する財政上及び税制上の支援措置、支援証明書制度の構築など、必要な支援の充実に努めること。</p> <p>《政府の方針》 【生物多様性国家戦略2023-2030】(令和5年3月31日閣議決定) 生物多様性の保全をはじめ自然環境の保全活動などをを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置を講じる。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針2024】</p>

	<p>(持続可能で活力ある国土の形成と交通の「リ・デザイン」) (略)</p> <p>持続可能な地域づくりに向け、都市の再生・国際競争力強化や人中心のコンパクトで緑豊かなまちづくり等に取り組むとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた地域活動⁸⁵、グリーンインフラ等を推進する⁸⁶。</p> <p>⁸⁵ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）に基づく。</p> <p>⁸⁶ 自然資本等に関するデータの整備やその情報発信、国際ルール形成の主導を含む。</p> <p>【新しい資本主義実行計画 2024】 (3) デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保 ④持続可能な地域経済社会の実現 ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換に向けて、企業の自然資本の保全の取組を企業の価値向上に結びつけるような仕組みを構築する。自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の枠組みを踏まえた情報開示等に対する企業への支援を進めるとともに、生物多様性増進活動促進法に基づき、来年度から、地域における生物の多様性を増進する取組の認定制度を開始する。（略）</p> <p>《環境省の政策体系》 (施策5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進) 目標5-2. 自然環境の保全・再生 目標5-5. 自然とのふれあいの推進</p>
政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 2050年自然と共生する社会、2030年ネイチャーポジティブの実現 陸域における30by30目標の達成（2030年までに生物多様性が保全されている区域を30%確保） 自然共生サイトの認定件数：2026年までに500か所
租税特別措置の適用又は延長期間	恒久（令和7年4月1日～）
同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性維持協定の締結件数：年間8件
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 陸の保全区域：20.5%（令和6年4月時点） 自然共生サイト：184か所認定（令和6年4月時点）
要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> 1年あたり4件。
有効性	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p> <p>本要望により、長期的な生物多様性維持協定を締結し、当該協定区域の土地等の利用の制約を受ける土地等に対する相続税・贈与税の評価減をすることで、長期安定的に土地等を保全する土地の所有者等の負担軽減にもつながり、相続時等における開発等による生物多様性の損失を防ぎ、民間等の活動を通じて豊かな生物多様性を長期安定的に維持することができる。</p> <p>あくまで民間による管理の継続を促す手法であることから、国による財政・人的負担を抑えつつ、豊かな生物多様性が存在する土地を確保することができる。</p> <p>また、民間の土地による生物多様性の維持が促進されるに伴って、身近な自然が保全されることで、地域住民が生物多様性の恵沢を享受することが可能となることから、生物多様性に対</p>

		する地域の理解の増進が図られ、更なる生物多様性の保全のための活動の促進につながる波及的効果が期待できる。
	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	生物多様性保全推進支援事業 令和7年度概算要求額 2.5億円（1億円）
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	当該予算事業は、要望項目と同じく 5. 生物多様性の保全と自然との共生を目的とするものであるが、活動主体の申請に基づき活動に係る経費の一部を補助するものである。 一方、本特例措置は、活動主体ではなく活動が実施される土地所有者に対する措置であり、活動主体への活動支援を目的とする予算事業とは明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	<p>生物多様性維持協定は、市町村が連携増進活動実施計画を作成し主務大臣の認定を受けた場合、土地の所有者等と、連携地域生物多様性増進活動を行う者と3者で締結できるものであり、協定を締結できる範囲についても、所有者が存在しない海域を除き、生物多様性が維持されている区域に限っている。また、長期の協定の締結により実質的な土地利用制約が課され、承継効が発生するため、その保全が長期的に確実なものとなる。このため、税制措置の対象について適切性が担保されている。</p> <p>また、本特例措置は、生物多様性の損失を止め、反転させるという国全体の目標の達成に資するものであり、豊かな生物多様性により提供される生態系サービスを国民は享受できるようになり、公益性が高く、広く全体で負担することが公益性の観点からも妥当である。</p> <p>以上のことから、本特例措置は、我が国における生物多様性の損失及び相続時等における土地の開発等による豊かな生物多様性が存在する土地の損失が顕在化する中、生物多様性の保全という政策目的の達成のため、適切かつ必要最低限の措置である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯	—	